**令和３年度ＰＦＩ導入適性等調査業務委託　公募型プロポーザル実施要領**

**１．目的**

この要領は、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、県有財産運営の一層の効率化や財政負担を軽減しつつ県有財産の有効な利活用を図るため、施設等の整備・運営に民間の経営手法の導入を検討するとともに、業務の適正かつ効率的運営を確保することを目的に、ＰＦＩ導入適性等調査の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

**２．業務委託の概要**

（１）業務名称　　　　令和３年度ＰＦＩ導入適性等調査業務委託

（２）業務内容　　　　別紙「令和３年度ＰＦＩ導入適性等調査業務委託仕様書」のとおり

（３）委託者選定方法　公募型プロポーザル方式により選定する。

（４）契約期間　　　　契約締結の日から令和４年（２０２２年）３月２４日まで

（５）事業費上限額　　４，９７５千円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　　　　　　なお、提示額は、プロポーザル実施に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

**３．選定スケジュール（予定）**

（１）実施要項の公開　　　　令和３年　９月１７日（金）

（２）質問書の受付　　　　　令和３年　９月１７日（金）から

令和３年　９月２８日（火）正午まで

（３）参加申込書等の受付　　令和３年　９月２８日（火）午後５時まで

（４）質問に対する回答　　　令和３年　９月３０日（木）まで

（５）企画提案書等の受付　　令和３年１０月　８日（金）午後５時まで

（６）プレゼンテーション　　令和３年１０月１２日（火）～１４日（木）（予定）

（７）審査結果の通知・公表　令和３年１０月１４日（木）～１８日（月）（予定）

（８）契約締結　　　　　　　令和３年１１月上旬（予定）

**４．担当部局**

（１）所 在 地 　〒８６２－８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

（２）担当部署 　熊本県総務部総務私学局

財産経営課　ファシリティマネジメント推進班

（３）電話番号 　０９６－３３３－２０８８（直通）

（４）Fax番号 　０９６－３８４－３７９２

（５）電子メール 　zaisankeiei@pref.kumamoto.lg.jp

**５．参加資格**

（１）平成２８年（２０１６年）４月１日から令和３年（２０２１年）３月３１日までの期間において、国又は地方公共団体が発注した下記の同種業務１・２を履行（完了）した実績を有する者であること。なお、警察施設と公務員宿舎（または公営住宅）が同一業務である必要はない。

　　　同種業務１：警察施設（警察庁舎、警察署、交番、駐在所等）に関する民間活力導入可能性調査業務または事業者募集に関する支援業務（募集資料の作成支援等を含む）

　　　同種業務２：公務員宿舎または公営住宅（公務員宿舎を除く）に関する民間活力導入可能性調査業務または事業者募集に関する支援業務（募集資料の作成支援等を含む）

（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第１７条の規定による更生手続開始の申立

てを行なった者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

（４）法人等の代表者(役員を含む)が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。

ア．破産者で復権を得ない者

イ．禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から

２年を経過しない者

（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４の規定に該当する事実がないこと。

（６）国税、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（７）賃金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。

（８）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第２条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

（９）熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でない

 こと。

（10）「熊本県中小企業振興基本条例」の基本方針に基づき原則として熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

（11）本業務を一括再委託しない者であること。

（12）その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した

場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加

資格を取り消すことができるものとする。

加えて、プロポーザル参加資格のない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力

又は記載を行った者の提案等及び熊本県工事等競争入札心得等の当県入札条件に違反した者の提案等は無効とする。

**６．受託者の選定**

（１）選定方法　　公募型プロポーザル方式とする。

　　　　　　　　　応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

（２）契約の方法　 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約とし、熊本県会計規則第９５条第１項第１号の規程により単独見積りとする。

　　　 本契約は、公募型プロポーザル方式で実施するものであり、審査結果

により契約の相手方が特定されるため、単独見積りとする。

**７．参加申込書等の提出**

（１）提出書類及び提出部数

次に掲げる書式により書類を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類（提出部数） | 内容 | 様式 |
| １ | 参加申込書（正本１部） | 様式に従い記載する。 | 様式１ |
| ２ | 会社概要書（正本１部） | 事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業者概要が把握できるもの。資料枚数はＡ４版１頁以内とする。 | 任意様式 |
| ３ | 会社の業務実績調書（正本１部、副本５部） | 様式に従い記載する。 | 様式２ |
| ４ | 業務実施体制調書（正本１部、副本５部） | 様式に従い記載する。提案枚数はＡ４版１頁以内とする。 | 様式３ |
| ５ | 管理技術者の経歴等（正本１部、副本５部） | 様式に従い記載する。資格及び同種業務実績の内容を証明できる資料（特記仕様書、テクリス等）の写しを１部添付すること。 | 様式４ |
| ６ | 主たる担当技術者の経歴等（正本１部、副本５部） | 様式に従い記載する。資格及び同種業務実績の内容を証明できる資料（特記仕様書、テクリス等）の写しを１部添付すること。 | 様式５ |
| ７ | 熊本県暴力団排除条例及び地方自治法施行令に関する誓約書（正本１部） | Ａ４版１頁で提出する。 | 参考様式 |
| ８ | 事業所の履歴事項証明書（正本１部） | 発行後３か月以内のもの | - |
| ９ | 印鑑証明書（正本１部） | 発行後３か月以内のもの | - |
| 10 | 納税証明書（正本１部） | 消費税及び地方消費税未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明 | - |

（２）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)に基づく入札参加資格を有すると決定されたものは、８、９、１０の書類を省略できる。

（３）記入方法 提出書類は、Ａ４版（縦横問わず）で統一して作成すること。（作成済みのパンフレット等を除く。）

（４）提出期限　令和３年９月２８日（火）午後５時（必着）

（５）提出方法　持参又は郵送（簡易書留に限る。）とし、期限までに必着すること。

（６）提出場所　「４．担当部局」に同じ。

（７）参加資格の確認及び書類審査（審査方法）

参加申込書等の提出書類に基づく参加資格の確認及び書類審査を実施する。

①参加資格は「５．参加資格」の内容に同じ。

②書類審査基準は、別紙「審査基準（１）」のとおり

③審査は、「審査基準（１）」を総合的に勘案し、評価（採点）する。

④参加資格を満たしており、評価点が６割以上である場合に選定するものとする。

（８）参加資格の決定及び通知

　　　　参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、１０月４日（月）

～１０月７日（木）（予定）に結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、

書面により通知する。

　なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになっ

たときは、当該参加資格を取り消すものとする。

**８．質問の受付及び回答**

実施要項等について質問がある場合は、電子メール又はファックスで送信すること。

（１）質問の受付

①提出書類 質問書（様式６）

②提出期間 令和３年９月１７日（金）から令和３年９月２８日（火）正午まで

③提出方法 電子メール又はファックス

④提 出 先 「４．担当部局」に同じ。

（２）質問に対する回答

質問のあった事項についての回答は、順次ホームページに掲載する。

**９．企画提案書等の提出**

（１）提出書類

次に掲げる書式により提案してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 内容 | 様式 |
| １ | 企画提案書（表紙） | 様式に従い記載する。 | 様式７ |
| ２ | 企画提案書（実施方針） | 本業務に対する実施方針について記載するものとする。提案枚数はＡ４版両面印刷で２頁以内とする。 | 任意様式 |
| 企画提案書（特定テーマ） | 本業務に対する以下の特定テーマについて、提案内容を記載するものとする。提案枚数は、１テーマあたりＡ４版両面印刷で２頁以内とする。特定テーマ①：駐在所における効果的な事業スキーム検討手法について特定テーマ②：公務員宿舎における効果的な事業ス キーム検討手法について※導入適性調査とは、導入可能性調査の前段の基礎調査の位置づけとする。提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。 |
| ３ | 企画提案書（その他提案） | 民間活力の導入による事業化を推進するため、本業務において実施する追加提案（任意）を記載するものとする。提案枚数はＡ４版両面で２頁（１枚）以内とする。 | 任意提案 |
| ４ | 業務工程表 | 業務のスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成する。提案枚数はＡ４版１頁以内とする。 | 任意様式 |
| ５ | 見積書 | 仕様書の項目ごとに経費を計算した内訳書を添付すること。見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。なお、消費税及び地方消費税は10％とする。 | 任意様式 |
| ６ | 審査委員会出席者届出書 | 様式に従い記載する。 | 様式８ |

（２）記入方法 提出書類は、Ａ４版（縦横問わず）で統一して作成すること。（作成済みのパンフレット等を除く。）また、企画提案書（表紙を含む）については、自社の企業名を記入しないこと。

（３）提出部数　６部（正本１部、副本５部（複写可））

（４）提出期限　令和３年１０月８日（火）午後５時（必着）

（５）提出方法　持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出すること。

（６）提出場所　末尾記載の問い合わせ先と同じ。

**１０．審査及び選定方法**

（１）審査方法

・企画提案書等の提出書類に基づく書類審査及びプレゼンテーションを実施する。

・プレゼンテーションの実施日時及び実施時間は、応募状況を確認後、速やかに電子メールで連絡する。

・プレゼンテーションの出席者は、３名以内とする。

・プレゼンテーションの時間は ２０分、質疑の時間を１０分とする。

・プレゼンテーションは提出している企画提案書のみを使用して実施するものとする。

・審査の結果は、決定後速やかに電子メールで通知する。

（２）選定方法等

①審査基準は、別紙「審査基準（２）」のとおり

②審査は、熊本県で設置する選定委員会において、「審査基準（２）」を総合的に勘案し、評価（採点）する。

③評価点が最も高い者を最高得点者（最優秀提案者）とし、優先交渉権者として選定する。参加事業者が１者の場合は、全審査委員の合計得点の平均が６割以上である場合に選定するものとする。

④参加者１名の場合は、基準点を下回らなければ、その１者を合格とする。

**１１．契約**

（１）審査により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本県と協議・合意したのちに委託上限金額の範囲内で委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部が変更する場合がある。

（２）契約にあたっては、契約書を２通作成し、各１通を保有する。

**１２．契約保証金**

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第７７条の規定により契約金額の１００分の

１０以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第７８条各号に該当

する場合は、この限りではない。

**１３．企画提案書等の取扱い**

（１）提出された参加申込書等及び企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。

（２）提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

（３）提出された参加申込書等及び企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

**１４．その他**

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）提出期限までに参加表明書等又は技術提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。

（３）本公募型プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

（４）参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び技術提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

（５）参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式第９号）を提出すること。

（６）審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。

（７）提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第６５号）に基づき公表することがある。

（８）電子メール等の通信事故については、熊本県はいかなる責任も負わない。

（９）県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「５　受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

**審 査 基 準**

別　紙

審査基準（１）　参加資格確認時の審査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| １ | 会社としての経験及び能力 | 会社の業務実績（様式２）及び業務実施体制（様式３）の内容について評価する。 | ２０ |
| ２ | 管理技術者の経験及び能力 | 管理技術者の資格及び業務実績（様式４）の内容について評価する。 | ５０ |
| ３ | 担当技術者の経験及び能力 | 主たる担当技術者の業務実績（様式５）の内容について評価する。 | ３０ |
| 小　　計 | １００ |

審査基準（２）　企画提案書等による審査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| ４ | 実施方針及び業務工程 | 実施方針・業務工程が妥当であり実現性が高いか。 | ３２ |
| ５ | 特定テーマ | 提案内容が創造性、実現性のある内容となっているか。 | ４８ |
| ６ | その他提案 | 民間活力を導入した事業化を図るための効果的な内容となっているか。 | ２０ |
| 小　　計 | １００ |